

第 8 8 号議案

訴えの提起について

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区に所有権が移転した不動産に係る代物弁済を原因とする共有者全員持分全部移転の本登記手続及び所有権移転の本登記手続の請求に関し訴えを提起するに当たり、議決の必要がある。

訴えの提起について

中野区に所有権が移転した不動産に係る条件付共有者全員持分全部移転仮登記に基づく代物弁済を原因とする共有者全員持分全部移転の本登記手続及び条件付所有権移転仮登記に基づく代物弁済を原因とする所有権移転の本登記手続の請求に関し、中野区は、下記のとおり訴えを提起する。

記

1 当事者

東京都中野区中野四丁目8番1号

原告 中野区

代表者 中野区長 酒井直人

《住所記載削除》

被告 《氏名記載削除》

2 対象物件（不動産の表示）

(1) 土地

所在 東京都中野区上鷲宮一丁目

地番 238番2

地目 宅地

地積 297.52平方メートル

(2) 建物

所在 東京都中野区上鷲宮一丁目238番地

家屋番号 144番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 28.92平方メートル

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、上記 2 (1)記載の土地について、東京法務局中野出張所平成 6 年 7 月 2 5 日受付第 1 6 5 2 5 号条件付共有者全員持分全部移転仮登記に基づく、令和元年 8 月 1 日代物弁済を原因とする共有者全員持分全部移転の本登記手続をせよ
- (2) 被告は、原告に対し、上記 2 (2)記載の建物について、東京法務局中野出張所平成 6 年 7 月 2 5 日受付第 1 6 5 2 5 号条件付所有権移転仮登記に基づく、令和元年 8 月 1 日代物弁済を原因とする所有権移転の本登記手続をせよ
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

4 その他

本件については、上訴の提起その他必要な裁判上の行為をすることができる。